

豊橋市立図書館の職員間でおきた閲覧証をめぐる議論

破壊活動防止法（破防法）の成立した昭和 27 年前後は、言論統制をめぐって国内が大きく揺れ動くという社会情勢でした。こうしたなかで当時の豊橋市立図書館の職員が『図書館雑誌』に投稿した「閲覧証をめぐる問題」が大きな波紋を呼びました（写真 1）。それは、警察が閲覧証（利用記録）を調べに来た時はどう対応するかという内容でした。職員間で議論したところ、A. 昔は見せた、B. 見にくれば見せてやるのが本当だろう、C. 見せるために閲覧証を保存すべきでない、D. 絶対に見せるべきでない、という意見がでたそうです。しかし、意見がまとまらずに結論が出なかったため、豊橋市立図書館職員が『図書館雑誌』1952 年 8 月号に投稿して全国に意見を求めたものでした。



写真1 図書館職員の投稿

『図書館の自由に関する宣言の成立』

／日本図書館協会より抜粋

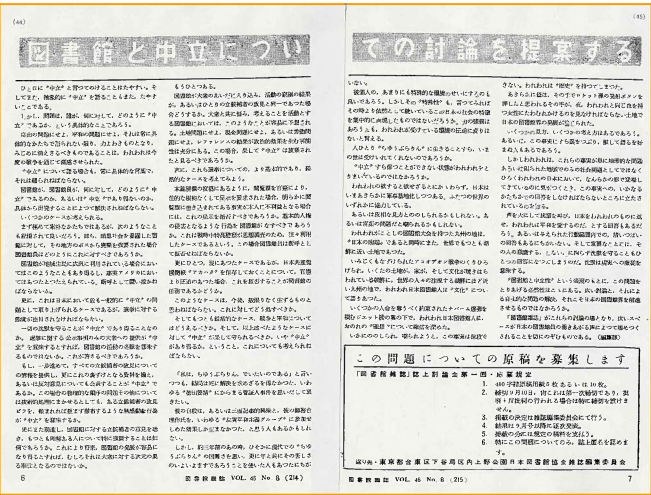


写真2 図書館と中立についての 特集記事

『図書館の自由に関する宣言の成立』／日本図書館協会より抜粋

れ、日本図書館協会から『図書館の自由に関する宣言の成立』というタイトルの本（写真 3）として刊行されています。

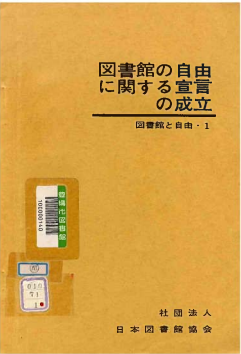


写真3 『図書館の自由に関する宣言の成立』／日本図書館協会